

新型コロナウイルスに係る政府緊急事態宣言への対応方針等

蕨市新型コロナウイルス感染症対策本部

新型コロナウイルスの感染拡大を受け、政府は、4月7日に埼玉県を含む7都府県に対して新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」を発出し（同月16日には対象を全国に拡大。同時に埼玉県を含む13都道府県を特定警戒都道府県に指定。）、埼玉県においても本緊急事態宣言に基づく緊急事態措置を実施してきたところであり、本市におきましても、埼玉県の緊急事態措置に則り、感染防止対策等を講じてまいりましたが、5月4日、政府より「緊急事態宣言」の延長措置が発出されたことに伴い、5月31日までの間、以下の通り対応方針等を定めることとしました。

【政府対策本部の基本的対処方針及び埼玉県の緊急対応措置を受けて実施するもの】

1. 不要不急の外出自粛等（人との接触の8割削減）の要請

- ・平日、週末に関わらず通勤や通院、食料の買い出しなど、生活の維持に必要な外出以外は控えていただくよう強く要請します。特に、密閉空間、密集場所、密接場面のいわゆる「3つの密」は避けるようにして下さい。外出の際にも、屋内外を問わず、社会的距離2メートルの確保に努めてください。

また、県域を越える場合はもちろん、県域内のレジャーや旅行、出張、帰省につきましても自粛をお願いいたします。

- ・生活必需品などの物資については、必要以上の確保を行わない、買い物には最小限の人数で行き、回数を減らす等、冷静な対応に努めるようお願いいたします。

※ 政府専門家会議で提言された、新規感染者数が限定的となった地域を対象とした「新たな生活様式」は、一部外出制限等を緩和した内容となっておりますが、埼玉県においては、引き続き、人との接触の8割削減に努めてください。

2. 市主催のイベント等の中止・延期及び公共施設の利用中止等

- ・市主催のイベント等の中止・延期及び公共施設の利用中止は、5月31日まで延長します。市民団体等に対して、市の対応に準じて、イベント等の開催を自粛するよう要請します。

3. 小中学校の臨時休業延長

- ・5月31日まで小中学校の臨時休業を延長します。在籍児童、生徒は6月1日から登校することとし、新入学児童、生徒は6月1日午後からの入学式から登校することとします。
- ・休業期間中は登校日の設定や、電話連絡及び表札訪問により、児童生徒の健康状態及び学習状況を把握するとともに、各種連絡事項を伝達します。
- ・夏季及び冬季休業の期間を短縮するなど授業時間の確保に努めます。
- ・休業期間中、保護者が医療や保育に携わる等、社会機能を維持するのに就業が必要な場合や、どうしても一人で留守番ができないお子さんについては、引き続き、各学校でお預かりします。

4. 保育園・留守家庭児童指導室の開園及び規模縮小について
 - ・原則として、開園・開室します。感染の予防に留意した上で保育を行います。一定の条件（※）以外のご家庭につきましては、登園・登室の自粛を要請します。
※ 医療従事者や社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な方、ひとり親家庭などで仕事を休むことが困難な方など
5. 新型コロナウイルス感染症に関連する詐欺事案への対応
 - ・特別定額給付金の支給等に乗じた詐欺事案に対しては、埼玉県警察本部及び蕨警察署と連携し、市民への防止対策の周知啓発に努めます。

【蕨市独自で実施するもの】

6. 蕨市新型コロナ緊急対策の実施
 - ・第1の緊急経済対策として、苦境にある市内小規模企業に対して、家賃補助を含めて最大15万円を支給する「蕨市小規模企業者応援金」を支給します。
第2の緊急生活支援対策として、ひとり親家庭に対し3万円の臨時給付金を支給するとともに、妊娠中の方に対し、タクシーなどで使える1万円相当の交通系ICカードを支給するマタニティパス交付事業を実施します。また、児童生徒の学習支援のため、全ての児童生徒にワークブックを配布し、就学援助家庭に対しては、休業期間中の給食費相当額を支給します。留守家庭児童指導室の登室自粛に協力いただいた家庭に対して4・5月分の利用料を免除します。
第3の緊急医療対策では、防護服など感染防護用品を配備し、市内医療機関などへ支援できる体制を整備するとともに、市立病院の医療体制の強化を図ります。
7. 市庁舎及び公共施設における業務の縮小
 - ・市民の皆様及び職員間における感染予防のため、通常業務を縮小し、出勤する職員の抑制に努めます。これにより、一部窓口において待ち時間が長くなることが予想されますので、不急の来庁、手続きは控えていただくなどのご協力をお願いします。

【新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に基づく特別定額給付金】

8. 特別定額給付金の早期支給
 - ・特別定額給付金については、5月末頃より順次申請書を発送し受付を開始しますが、感染予防の観点から申請は郵送でお願いいたします。なお、マイナンバーカード（署名用電子証明書が付加されているもの）をお持ちのかたは、5月1日よりマイナポータルの「ぴったりサービス」からオンライン申請が可能となっています。

【その他】

9. 対応方針等の見直し
 - ・政府対策本部が緊急事態措置を実施する必要がなくなつたと認め、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第5項の規定に基づき、緊急事態を解除したときは、5月31日までの期間中であっても本対応方針等を見直すものとします。